恵庭市公共施設等総合管理計画 実施計画

平成２９年３月

北海道恵庭市

目　　次

第１　実施計画の概要　・・・　２

１　目的　２

２　期間　２

３　体系　２

４　対象施設　２

第２　公共施設等の整備方針　・・・　３

１　公共施設（建物）　３

⑴　公共施設のエリア設定　４

⑵　耐用年数の考え方　４

⑶　公共施設分類　５

⑷　公共施設(大分類毎)の方向性　６

２　道路・橋梁　１０

３　上水道・下水道施設　１０

４　公園等　１１

５　施設整備の進め方　１１

第３　目標設定等　・・・　１２

１　公共施設等の目標　１２

⑴　公共施設（建物）の削減目標　１２

⑵　インフラの目標　１３

２　エリアごとの公共施設（建築）の配置　１４

第１　実施計画の概要

１ 目的

公共施設等の全体像を把握し、長期的視点をもって施設の更新・統廃合などを計画的に行うことにより、将来の財政負担の軽減・平準化のための公共施設総量抑制や適正配置及び持続可能なインフラネットワークを実現するために、「恵庭市公共施設等総合管理計画（以下、「総合管理計画」という。）」を平成 27 年度に策定しました。目標達成に向けて、恵庭市公共施設等総合管理計画実施計画（以下、「実施計画」という。）を策定し、取り組むものです。

２ 期間

実施計画の期間は、総合管理計画の計画期間に合わせ、平成２８年度から平成５７年度までの３０年間とします。

また、社会情勢の変化や財政状況など、実施計画を見直す必要が生じた場合は、見直しを行うこととします。

３ 体系

実施計画の期間を 10 年毎に区分し、「第 1 次プログラム」、「第 2 次プログラム」、「第 3 次プログラム」により構成します。

各プログラムは５年毎に区分し、「前期５か年」、「後期５か年」として取り進めます。

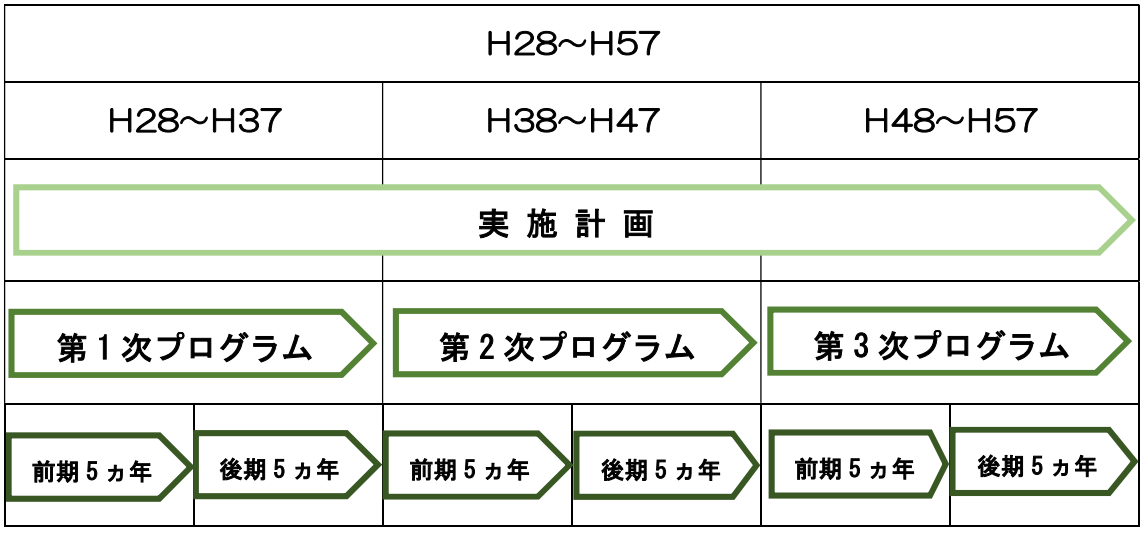

４ 対象施設

対象施設は、市が保有する公共施設（建物）のほか、インフラである道路・橋梁、上水道・下水道施設、公園等（以下、「公共施設等」という。）とします。

第２　公共施設等の整備方針

１ 公共施設（建物）

ア　公共施設（建物）

公共施設総量を維持することは今後も困難であることから、次のような考え方で進め、公共施設全体の削減・抑制を図るとともに、機能維持を主眼とした統廃合の推進を図ります。

①　用途の廃止による削減
②　市民生活に影響の少ない公共施設から削減、統廃合に着手
③　老朽化した公共施設の削減、抑制、統廃合
④　施設機能複合化や施設転用による施設総量の抑制
⑤　長寿命化計画などとの整合

（総合管理計画　P50）

公共施設の統廃合を図る場合、次の方針により取り進めます。

１　市民生活に影響が少なく、老朽化した公共施設から用途廃止
２　老朽化した公共施設の施設機能の集約・統合を検討
３　小規模施設や利用者が限定される公共施設は、機能の集約・統合を検討
４　耐震化や長寿命化を行った公共施設の転用及び施設管理の効率化の検討
５　民間への代替可能な公共施設は民間活力（建物賃貸など）の活用を検討

【今後の進め方】

耐震化、長寿命化された学校建物などの継続使用や、民間活力（建物賃貸）を基本に、公共施設の配置、利用率、規模、機能などを勘案してこれら建物に機能統合を図ります。集約後の公共施設は用途廃止し、建物解体や土地の売り払いなど、適正に取り扱うこととします。

⑴ 公共施設のエリア設定

実施計画では、30 年後の公共施設のあり方について、施設の統廃合を検討する場合のエリアは、小学校区を基本に鉄道や道路・河川を考慮しながら、島松・恵み野・恵庭（漁川左岸・漁川右岸）の４地区の視点をもって検討します。

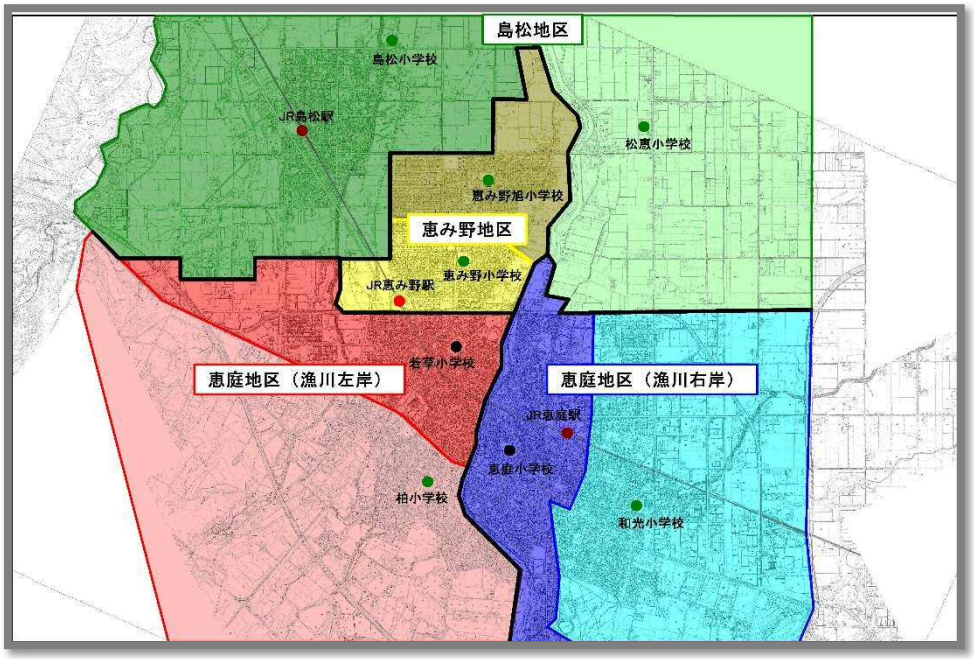

⑵ 耐用年数の考え方

施設老朽化は、財務省令の償却年数（耐用年数）を基準としますが、施設によっては、耐震化や長寿命化のほか、１５～２０年を目安に大規模改修を実施している施設もあるため、目標耐用年数を老朽化の目安とします。

【 目標耐用年数 】

構　造	目標耐用年数	財務省償却年数
木　造	４５年	２２年
非木造	６０年	鉄筋コンクリート造　４７年 鉄骨造　３８年 コンクリートブロック造　３８年

⑶ 公共施設分類

計画期間では、公共施設の機能・役割や老朽化により考え方を分類するとともに、公共施設のあり方について検討しながら、施設総量抑制に向けて、プログラムを策定して取り組みます。

【 公共施設分類 】

継　　続：現有施設を継続使用する
統　　合：余剰床を活用し、他施設の機能を統合する（※）
集　　約：点在した施設機能を集約する（※）
　　機能集約後は、解体を検討する
転　　用：施設用途の全部又は一部を廃止し、他の用途に転用する
用途廃止：施設用途を廃止し、解体または利活用を検討する

（※）総合管理計画 P51 参照

分類フローイメージ

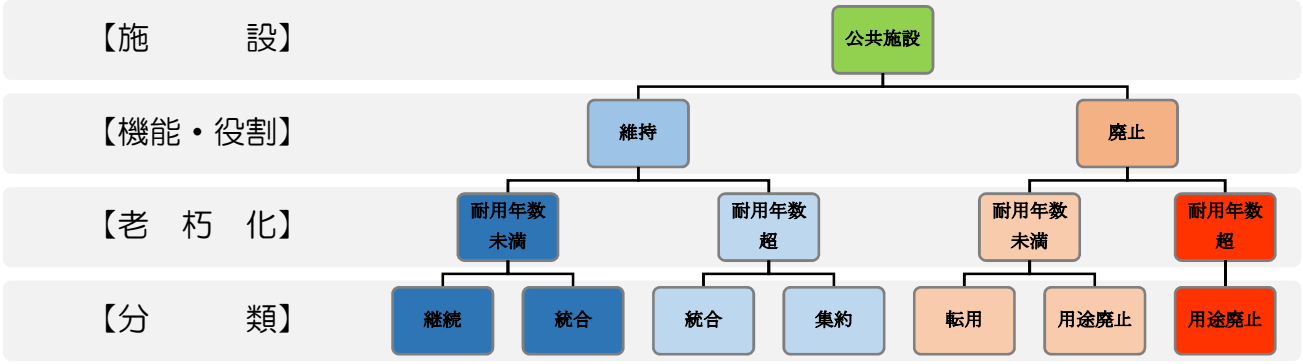

(4) 公共施設（大分類ごと）の方向性

ア 市民文化系

市民会館： 継続

耐震改修の実施や大規模修繕を定期的に実施し、機能を維持して施設を継続使用する。

施設利用の向上を図る。

公民館： 継続

大規模改修を定期的に実施し、機能を維持して施設を継続使用する。

施設利用の向上を図る。

地区会館： 統合 集約

大規模改修や設備更新時期に合わせ、周辺施設との集約・統合を検討する。

施設利用の向上を図る。

地域会館： 統合 集約

大規模改修や設備更新時期に合わせ、周辺施設との集約・統合を検討する。

民間事業者等への施設譲渡や町内会への管理運営委託などを検討する。

その他市民文化系施設は、耐用年数未満の施設は、定期的な改修や設備更新を行うことで継続使用するとともに、施設の転用（統合）も検討する。

耐用年数を超える施設は、機能の集約・統合を行うほか、民間施設の活用を検討する。

施設の管理運営は、指定管理者制度の活用を進める。

イ 社会教育系

図書館： 継続 統合 集約

図書館本館は、機能を維持して施設を継続使用し、管理運営は、指定管理者制度により民間活力の活用を図る。

耐用年数を超える島松分館は、他施設機能との集約・統合や民間施設の活用を検討する。

郷土資料館： 継続 統合 集約

埋蔵文化財整理室との集約を検討する。

カリンバ遺跡施設など施設計画は、機能集約による施設複合化により、面積総量の抑制を図る。

施設機能のあり方を検証し、管理運営については、ＰＰＰやＰＦＩなど民間活力の活用を検討する。

ウ スポーツ・レクリエーション施設

体育館： 継続 用廃

耐用年数未満の施設は、大規模改修など定期的な改修計画により、継続使用する。

耐用年数を超える施設は、機能の民間活力の活用を検討する。
用途廃止を行った施設は、危険防止のため早期解体に努める。

プール施設：継続 集約

地域にあるプール施設は、学校運営の方向性を踏まえ、集約や廃止、民間施設の活用を検討する。

その他スポーツ施設やレクリエーション施設は、施設運営権の譲渡及び施設売却処分を検討するとともに、施設の集約、民間施設の活用を検討する。

エ 産業系施設

市営牧場・共進会場：集約

施設の利用状況や需要などを勘案し、土地と建物を一体とした施設管理運営について、民間活用を検討する。
耐用年数を超える施設は、施設の集約を検討する。

その他産業系施設は、施設運営権の譲渡や売却処分を検討するとともに、民間施設の活用を検討する。

オ 学校教育系施設

学校：継続 統合 転用

空き教室の有効活用として、周辺施設機能を統合し複合化を図る。
少子化により児童数や生徒数の変動の際には、適正規模の学校運営に努める。
児童数や生徒数の減少により、適正規模の学校運営を継続できないと判断された場合は、統廃合を検討する。
廃校後の校舎等は、他の公共施設への転用や民間活用の可能性を検討する。

給食センター：継続 集約

児童数や生徒数の減少により、施設規模を縮小する場合は、小・中学校給食センターの統合を検討する。

その他学校教育系施設で耐用年数を超える施設は、施設の集約・統合を行うほか、民間施設の活用による機能の維持を検討する。

カ 子育て支援施設

保育園：継続 統合

耐用年数を超える施設は、他施設との集約・統合を検討する。
民間施設の利活用や施設運営の委託を行い、施設機能の維持を図る。

子育て支援センター：継続 統合

周辺施設との集約・統合を検討し、機能維持を図る。

民間施設の利活用を検討する。

児童館：集約

周辺施設と集約・統合を検討し、機能維持を図る。

民間施設の利活用を検討する。

その他子育て支援施設は、民間施設の利活用、民間事業者への事業譲渡など、施設のあり方について検討する。

キ 保健・福祉施設

憩の家：統合 集約

施設利用を向上のため、施設機能の多様化や効率性を検討する。

大規模改修や設備更新時期に合わせ、周辺の市民文化系施設等の集会施設との集約・統合を検討する。

保健センター：集約 転用

施設の管理運営方法を見直し、民間施設の活用を含めた他施設との集約を検討する。

施設は、機能の転用や民間活用を検討する。

子ども発達支援センター：継続

定期的な大規模修繕を実施し、機能を維持して施設を継続使用する。

その他保健・福祉施設は、民間施設の活用や、民間事業者への事業譲渡などについて検討する。

ク 行政系施設

市庁舎：継続

市庁舎は、機能を維持して施設を継続使用する。

長寿命化を図るため、定期的に大規模改修を実施する。

支所・出張所：統合 集約

他の周辺施設との集約・統合を検討する。

消防庁舎等：継続 統合

消防署及び出張所は、機能を維持して施設を継続使用する。

また、近隣市町村との共同運営など広域化を検討する。

消防団詰所は他施設の集約・統合を検討する。

その他行政系施設で、耐用年数を超える施設は、他施設との集約・統合を検討する。

書庫や倉庫などの施設は、集約を図り、耐用年数を超える施設は用途廃止後、危険防

止のため解体する。

ケ 市営住宅 継続 集約 用廃

民間賃貸住宅や市営住宅の現状等を検証し、市が担うべき戸数を明確にする。

３階以上で、耐用年数未満の市営住宅は、施設を維持する。

PPP／PFI を活用した、民間活力導入による市営住宅運営の可能性を検討する。

既存住宅の建替えの際は、他機能を集約し、施設の集約・統合を図る。

コ 供給処理施設 継続 用廃

ごみ焼却場、生ごみ処理場などの供給処理施設は、計画的に大規模改修を行い、長寿命化を図り施設を継続使用する。

リサイクルセンターは、リサイクル全体の方向性や施設のあり方を検討する。

管理運営は、民間活力の活用を検討する。

サ 公園施設

管理棟や公衆便所のほか、遊具などの公園施設は、施設のあり方について検討する。

シ その他施設 継続 集約 用廃

旧南高寄宿舎、勤労者福祉センター、交通安全の家などの市民に直接影響の少ない施設で、老朽化した施設は更新を行わず、用途を廃止する。

小中学校管理者住宅は、各校１戸に集約し、教員住宅は用途を廃止する。

施設解体後の跡地は、公共施設の複合化施設建設地のほか、住宅等の宅地として利活用を検討する。

その他の施設は、施設規模の縮小を検討するほか、民間施設の活用を図る。

ス 上水道施設 継続

恵庭市水道事業経営戦略により、建物の更新について全体収支バランスを図りながら、計画的に実施する。

建物の有効的な利活用により、公営企業としての経済性を最大限に発揮し、経費負担の軽減を図る。

2 道路・橋梁

イ　道路・橋梁

市民生活に必要不可欠な基礎的インフラである道路・橋梁については、安全かつ安定的に住民サービスを供給することが必要です。

このことから、持続可能な道路ネットワークを実現していくため、次のような考え方で進めるとともに、併せて耐震化等の安全対策も実施します。

①　道路ネットワークの最適化
②　道路施設の長寿命化
③　定期的な点検、診断の実施
④　個別計画の策定
⑤　新技術の導入

（総合管理計画　P53）

市道の維持・管理は優先順位により、計画的な道路面の更新や修繕を実施する。

市道認定道路上にある橋梁は、道路法等関係法令に基づく定期点検を実施し、個別計画の策定や見直しにより、長寿命化を図る。

耐用年数を超え、通行量など利用の少ない橋梁は、施設のあり方について検討する。

3 上水道・下水道施設

ウ　上水道・下水道施設

公営企業である上水道・下水道施設は、次のとおり取り組みます。また、既存計画の見直しにあたっては、各施設アセットマネジメントの策定や、本計画と整合を図りながら必要に応じて計画の見直しに努めます。

①　水道事業経営戦略に基づく効率的な事業運営
②　下水道事業の施設機能の持続的・継続的な保全

（総合管理計画　P54）

水道事業における配水管整備、及び下水道事業における終末処理場の機械設備の更新や合流管の分流化等の管路整備など、老朽化・耐震化対策、設備更新等を「経営戦略」に基づき、計画的に実施する。

なお、上水道施設（建物）の増圧ポンプ室等、下水道施設（建物）の終末処理場等は、インフラとして位置付けし取り進めます。

4 公園等

エ　公園等

公園は、コミュニティの場でもあり、災害時の一時避難場所としてさまざまな機能を有しています。公園利用者の安全性の確保やライフサイクルコストの縮減という観点から、公園施設の予防保全管理を実施し、公園施設の長寿命化を図ります。

また、平成２１年度に策定されたバリアフリー基本構想に基づき、恵庭駅周辺地区、恵み野駅周辺地区、島松駅周辺地区の３つの重点整備地区内の公園については、バリアフリー法に基づき、公園施設の整備を図ります。

①　公園施設の長寿命化
②　バリアフリー基本構想に基づく整備

（総合管理計画　P55）

公園種別ごとに遊具の設置や整備基準を設定し、効率的な公園運営を図る。

公園施設の長寿命化、バリアフリー基本構想に基づく整備や更新を計画的に実施する。

5 施設整備の進め方

今後、公共施設（建物）の統廃合や道路・橋梁などのインフラ施設の整備を進めるにあたっては、市民や議会の理解が必要となります。そのため、施設利用者への説明会や地域住民とのワークショップの開催、パブリックコメントの募集を必要に応じて行い、実施に向け取り組みます。

第３　目標設定等

１ 公共施設等の目標

(1)公共施設（建物）の削減目標

２　今後の公共施設目標面積

今後、上水道・下水道を除く全ての公共施設（建物）総量を維持することは事業費を平準化したとしても困難であることから、市が保有する公共施設の総量を削減することが必要となります。このことから、３０年後を見据えた公共施設削減率は下記のとおりとします。

公共施設削減率は１１％とする

財政基盤の基本は税収であり、税収は人口と密接に関連します。将来の人口が減少した場合でも、直接市民の利用に供する公共施設（行政財産）の単位面積を維持することにより、現在と変わらない行政サービスが提供できる（推計人口 × 一人当たりの単位面積）という考えから試算した結果、削減目標を１１％と定めることとします。

（総合管理計画　P47）

総合管理計画では、３０年後を見据えた公共施設の削減率を定めていることから、実施計画期間内の削減目標を１１％とする。

また、公共施設の削減目標を基本的な考え方は次による。

１）　各施設の複合化を検討する場合は、現有面積より１１％の削減を目指すことに努める。

２）　プログラム策定の際に削減目標を設定する。

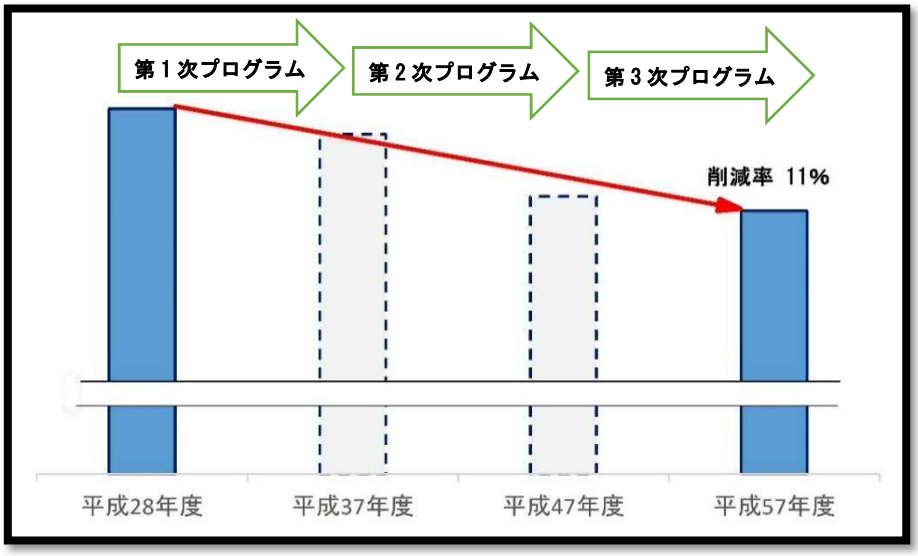

※ 平成 28 年３月 31 日現在の公有施設面積　259，680.53 ㎡

⑵インフラの目標

インフラ施設ごとに次のとおり取組み、負担の軽減、長寿命化に取り組みます。

１）道路の維持管理の優先順位による計画的な施設更新・修繕

２）上水道・下水道施設の経営戦略に基づく計画的な経営

３）公園施設整備や更新の計画的な実施

２　エリアごとの公共施設（建物）の配置

○島松地区

島松小学校区と松恵小学校区を包括して公共施設の再配置を検証する地区。
小中学校は適正規模に維持。
集会機能施設の維持。（施設譲渡、民営化含む）
スポーツ施設（パークゴルフ場など）の民間活用。

【島松小学校区】

①島松小学校の空き教室を活用した、施設の複合化。
②図書館島松分館、島松支所、島松市民センター、島松憩の家など、施設の機能集約。
③島松教員住宅の用途廃止。

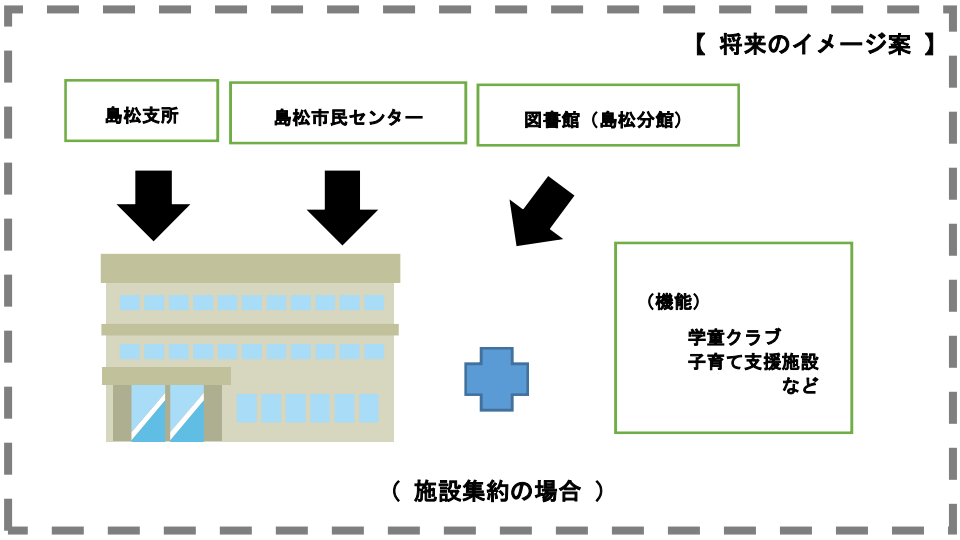

【松恵小学校区】

①松恵小学校の空き教室を活用した、施設の複合化。
②東恵庭会館、東恵庭憩の家、地域会館などの施設機能の集約。

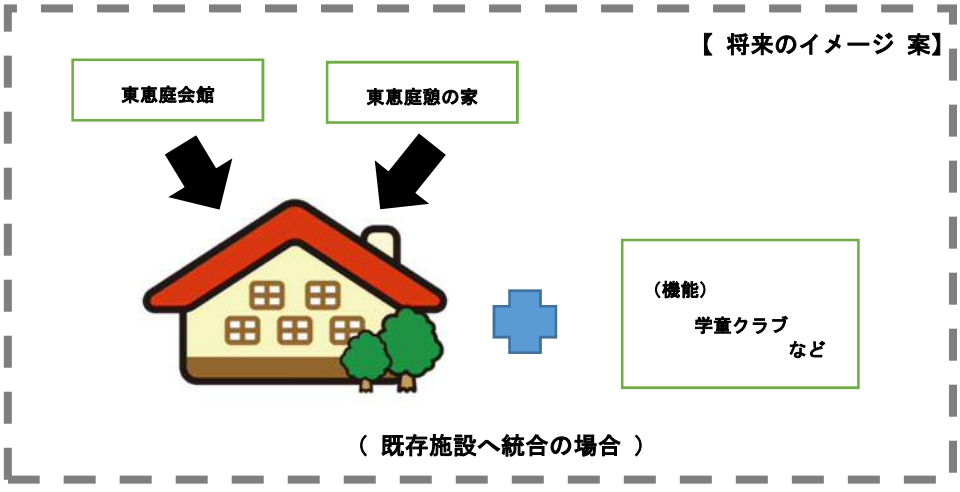

○恵み野地区

恵み野小学校区と恵み野旭小学校区を包括して、公共施設の再配置を検証する地区。
小中学校は適正規模に維持。
集会機能施設の維持。（施設譲渡、民営化含む）
産業施設（道と川の駅など）の民間活用。

【恵み野旭小学校区】

①恵み野旭小学校の空き教室を活用した施設の複合化。
②恵み野会館、恵み野憩の家、地域会館などの施設機能の集約。
③郷土資料館の機能集約。（カリンバ遺跡、埋蔵文化財整理室との機能集約・移転）

【恵み野小学校区】

①恵み野小学校の空き教室を活用した、施設の複合化。
②恵み野教員住宅の用途廃止。

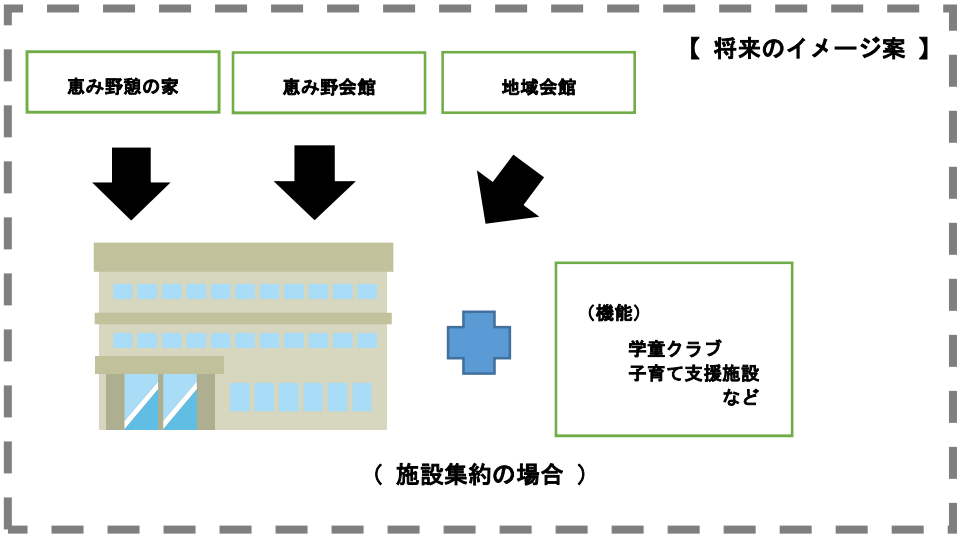

○恵庭地区（漁川左岸）

若草小学校区と柏小学校区を包括して公共施設の再配置を検証する地区。
小中学校は適正規模に維持。
集会機能施設の維持。（施設譲渡、民営化含む）

【若草小学校区】

①若草小学校の空き教室を活用した施設の複合化。
②柏陽憩の家、柏陽会館、子育て支援センターは市営住宅との施設機能集約。
③佐伯武道館、旧南高寄宿舎、勤労者福祉センターの用途廃止。

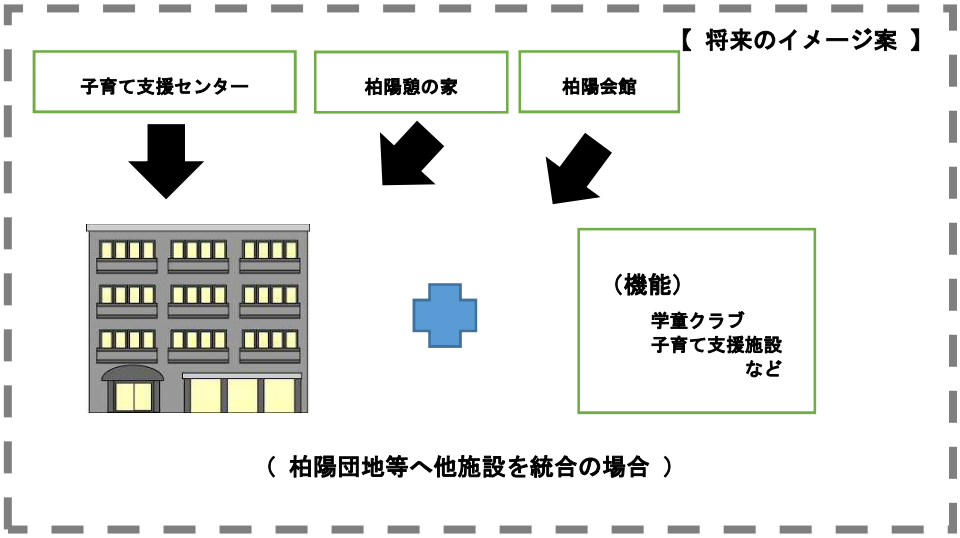

【柏小学校区】

①柏小学校の空き教室を活用した、施設の複合化。
②大町会館、大町憩の家、地域会館などとの施設の機能集約。

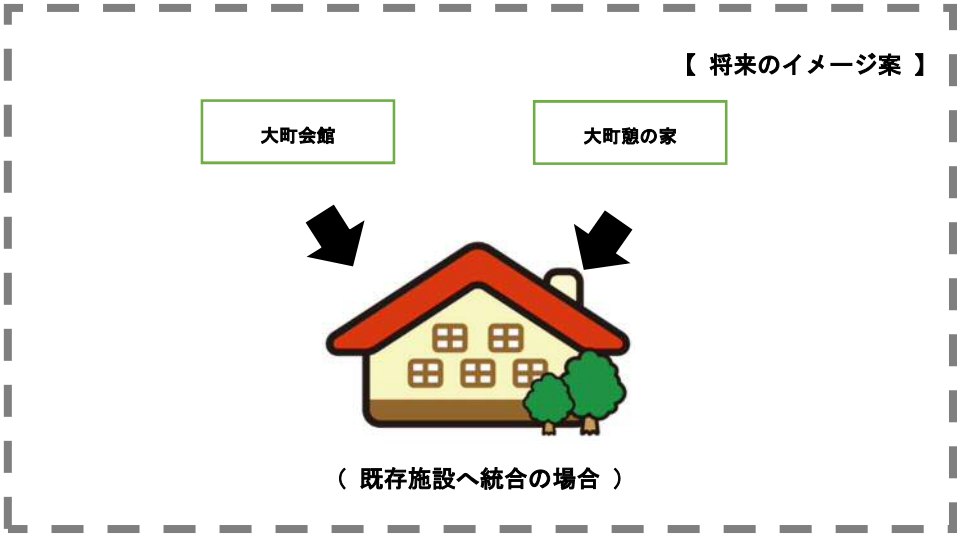

○恵庭地区（漁川右岸）

恵庭小学校区と和光小学校区を包括して公共施設の再配置を検証する地区。
小中学校は適正規模に維持。
集会機能施設の維持。（施設譲渡、民営化含む）

【恵庭小学校区】

①恵庭小学校の空き教室を活用した施設の複合化。
②福住憩の家、児童館、地域会館などとの施設の機能集約。
③恵庭教員住宅の用途廃止。

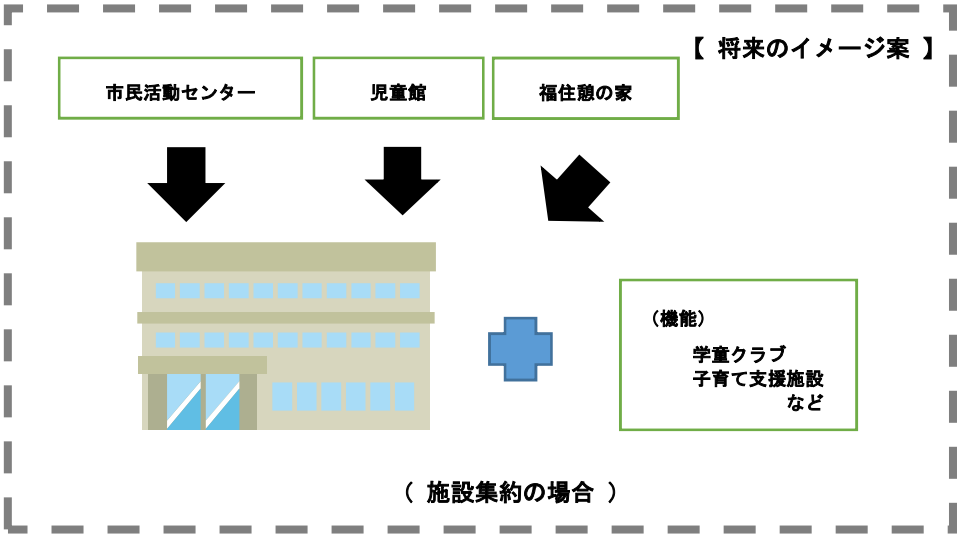

【和光小学校区】
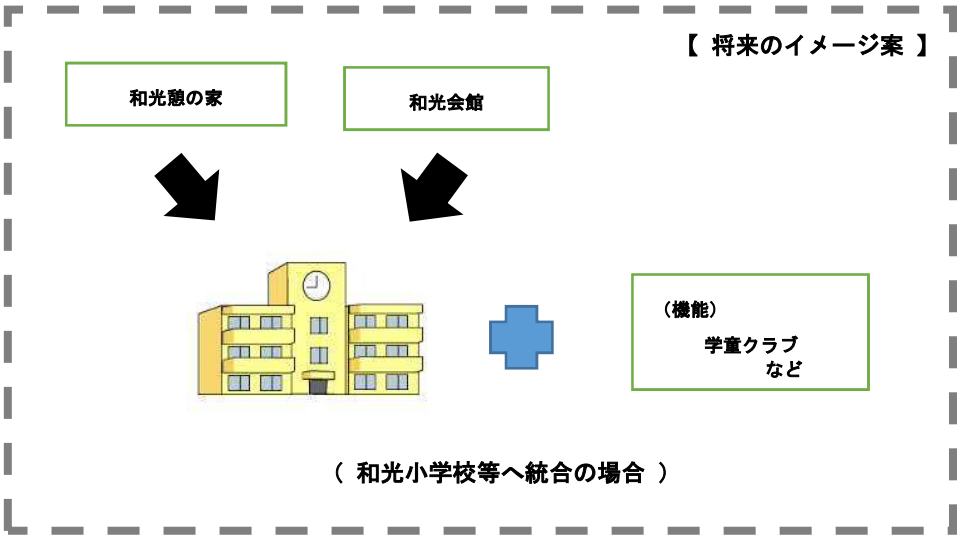
①和光小学校の空き教室を活用した施設の複合化。
②和光憩の家、和光会館、地域会館などとの施設の機能集約。
③青少年研修センターの用途廃止、施設機能の民間活用の検討。